

新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けている中小企業者への金融支援について ～経営安定資金（要件A）の受付を開始します～

千葉市では、新型コロナウイルス感染症の流行により事業活動に影響が生じている中小企業者のみなさまのための資金繰り支援として、千葉市中小企業資金融資制度の経営安定資金（要件A）の受付を開始しますので、お知らせします。

また、融資制度や資金繰り等に関する相談窓口を設置していますので、併せてお知らせします。

1 支援内容

(1) 融資制度

資金メニュー	経営安定資金（要件A）
融資対象者	中小企業信用保険法に基づく認定（セーフティネット4号・5号の認定）を受けた中小企業者等
資金使途	運転（5年以内）、設備（7年以内）
融資限度額	5,000万円 ※この資金は、経営安定資金（要件B）と併用することができます。 融資限度額は要件Aと要件Bを合わせて5,000万円です。
融資利率	1年以内 1.2%以内 3年以内 1.4%以内 5年以内 1.6%以内 7年以内 1.8%以内 ※別途、千葉県信用保証協会所定の保証料が必要となります。
利子補給率	0.8%（ただし、上限は「融資利率－0.2%」）

(2) 中小企業信用保険法に基づく認定の要件（セーフティネット4号）

最近1か月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること。

※融資申込とは別に、市に認定申請をする必要があります。

※詳細は市ホームページでご確認ください。

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/h24safetynet.html>

(3) 受付開始日

令和2年3月2日（月）

2 融資制度や資金繰り等に関する相談窓口について

公益財団法人 千葉市産業振興財団、千葉市経済農政局経済部産業支援課及び市内の取扱金融機関にて相談窓口を設置しています。

(1) 公益財団法人 千葉市産業振興財団 (千葉市ビジネス支援センター)

TEL : 043-201-9505 (融資担当)

TEL : 043-201-9504 (資金繰り等)

URL : <http://www.chibashi-sangyo.or.jp/>

【開設時間】 平日 9:00~17:00

千葉市産業振興財団



(2) 千葉市経済農政局経済部産業支援課

TEL : 043-245-5284 (融資担当)

URL : <https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/shikinyuushi.html>

【開設時間】 平日 9:00~17:00

千葉市制度融資



(3) 融資制度 市内取扱金融機関

みずほ銀行	千葉支店、稲毛支店、稲毛海岸支店
三井住友銀行	千葉エリア
三菱UFJ銀行	千葉支社
りそな銀行	千葉支店
千葉銀行	全ての支店
千葉興業銀行	全ての支店
京葉銀行	全ての支店
常陽銀行	千葉支店
千葉信用金庫	全ての支店
銚子信用金庫	千葉支店
佐原信用金庫	作草部支店、都賀支店
商工組合中央金庫	千葉支店

【開設時間】 平日の営業時間内